

入札参加資格有効期間の延長（2年間）に伴う格付手法について

格付点 = 経審点 + 発注者別評価点

※他に格付を決める要素として、完成工事高条件、技術者条件があり、格付点数が上位でもランクに応じた条件を満たさない場合には、下位ランクに格付される。

資格の有効期間は2年間となるが、業者の経営状況や技術者保有状況の変化を格付に即応させるため、毎年、格付の見直しを実施する。

※ 具体的には、経営審査により毎年数字が置き換え可能な項目及び本課で独自に収集可能なデータについては、毎年見直す。

それ以外の項目については、過去2年間の実績を加味するなど、最初の格付における評価手法に工夫を凝らしつつ、最初の格付時の評価値を2年間固定する。

ただし、地域貢献に対する加点のうち、深夜等の緊急出動要請による活動と県外で発生した大規模災害時の支援活動については毎年見直す。

評価項目		当初格付時	中間期の格付時	
実績が県で把握できる項目	経審点	直前経審で認定された値	中間期に見直し 直前経審で認定された値	
	完成工事高及び技術者条件	直前経審で認定された値	中間期に見直し 直前経審で認定された値	
	発注者別評価点	工事成績加算率	申請日直前5年間の工事成績を数値化	中間期に見直し 直前5年間の工事成績を数値化
		技術力	直前経審で認定された6か月を超えて継続雇用されている技術者の資格に応じて加点	中間期に見直し 直前経審で認定された6か月を超えて継続雇用されている技術者の資格に応じて加点
	従事職員数	直前経審で認定された6か月を超えて継続雇用されている職員数に応じて加点	中間期に見直し 直前経審で認定された6か月を超えて継続雇用されている職員数に応じて加点	
	資格停止による減点	申請前1年間の資格停止月数に応じて減点	中間期に見直し 直前1年間の資格停止月数に応じて減点	
	工事成績による加減点	申請前1年間の工事を対象に点数を加減（県工事に限る）	中間期に見直し 直前1年間の工事を対象に点数を加減	
	各種表彰	申請前1年間の状況に応じて加点	中間期に見直し 直前1年間の状況に応じて加点	

評価項目		当初格付時	中間期の格付時
申請者の証拠書類の提出が必要な項目	発注者価点	継続学習 (CPD) への取組	固定 直前経審の対象決算期から過去5年間の取得実績に応じて加点
		地域貢献	固定(ただし、6の(2)「深夜等の緊急出動要請による活動」と6の(3)「県外で発生した大規模災害時の支援活動」は中間期に見直し) 申請前の2年間で行った地域貢献活動を1年ごとに数値化し、平均した値で加点
		障がい者雇用	固定 申請直近2年間の雇用実績に応じて加点(対象は2人まで) ・申請直前の1月1日で2年以上継続雇用されている者に対しては1人当たり10点加点。 ・申請直前の1月1日で1年以上継続雇用されている者に対しては1人当たり5点加点。
		若年者雇用	固定 申請直近2年間の雇用実績に応じて加点(対象は5人まで) 3点加点される場合 ①遅くとも申請日前年の4月末までに35歳未満の者が雇用されている(年齢は申請日の属する年の1月1日で判断)。 ②遅くとも申請日前々年の4月末までに35歳未満の者が雇用されている(年齢は申請日の属する前年の1月1日で判断)。 5点加点される場合 ③遅くとも申請日前々年の4月末までに35歳未満の者が雇用されている(年齢は申請日の属する年の1月1日で判断)。
		経営基盤の強化 (新分野進出等)	固定 申請直前の経審の対象決算期における状況に応じて加点
		女性雇用	固定 女性職員の雇用実績に応じて加点(10点まで) ①申請直前の1月1日に雇用されている場合 1人当たり技術職員2点、その他の女性職員1点 ②上記該当者が申請前々年の1月2日以降に雇用されている場合には、更に1点を加算
		登録	固定 ※③は令和8年度(中間期)から適用開始 ①CCUS登録企業 申請の前年の1月1日までに企業登録を行い、継続している企業は5点、申請直前の1月1日までに企業登録を行い、継続している企業は3点加点 ②徳島県はぐくみ支援企業等 申請直前の1月1日までに徳島県はぐくみ支援企業の認証を受け、継続している企業及びプラチナくるみんの認証を受け、継続している企業は5点加点 ③徳島県がん検診促進事業所登録企業 申請直前の1月1日までに徳島県がん検診促進事業所の登録を受け、継続している企業は5点加点